

財 関 第 2 0 4 号
令和 4 年 3 月 31 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 稅 局 長 阪 田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年4月1日（ただし、下記第2、第5及び第6については、特許法等の一部を改正する法律（令和3年法律第42号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のよう
に改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のよう
に改正する。

1. 次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第5823号

税関様式C第5824号

税関様式C 第5824号－1

2. 税関様式C 第5823号の次に別紙4－2を加える。

第5 税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙5に掲げる様式に改める。

税関様式C 第5804号	税関様式C 第5808号
税関様式C 第5810号	税関様式C 第5810号－1
税関様式C 第5811号	税関様式C 第5812号
税関様式C 第5812号－1	税関様式C 第5813号
税関様式C 第5814号	税関様式C 第5814号－1
税関様式C 第5815号	税関様式C 第5816号
税関様式C 第5819号	税関様式C 第5820号
税関様式C 第5822号	税関様式C 第5822号－1
税関様式C 第5823号	税関様式C 第5823号－1
税関様式C 第5824号	税関様式C 第5824号－1
税関様式C 第5826号	税関様式C 第5826号－1
税関様式C 第5828号	税関様式C 第5834号
税関様式C 第5836号	税関様式C 第5838号
税関様式C 第5839号	税関様式C 第5900号
税関様式C 第5910号	

第6 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。